# 下関市立しものせき水族館 (海響館) ライトアップ整備業務

募集要項

令和7年2月

下関市 観光スポーツ文化部 観光施設課

#### 1 目的

本業務は、海響館のライトアップ(照明演出)による夜間観光の魅力向上により、夜間の海響館及 び周辺エリアへの観光誘客を促進することで、宿泊需要の喚起や飲食を含めた滞在型観光の一層の推 進を図るためのものです。

#### 2 業務概要

- (1)業務 名 下関市立しものせき水族館(海響館)ライトアップ整備業務
- (2) 業務場所 下関市あるかぽーと6番1号
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和7年9月30日まで
- (4) 事業方式設計・施工一括発注方式
- (5) 業務内容以下のとおりです。詳細は仕様書及び参考資料を参照してください。
  - · 事前調査業務
  - 実施設計業務
  - ・ライトアップ整備工事
  - ・別途業務の意匠監修業務の対応
  - ・その他必要な業務(各種申請及び関係機関協議への協力等)

#### 3 対象施設の概要

#### (1) 対象施設概要

#### ア 対象施設概要

施設名称	下関市立しものせき水族館(海響館)	
施設用途	水族館(博物館)	
主体構造	SRC造+RC造	
階 数	M1階、地下1階、地上4階	
耐火・準耐火建築物	耐火建築物	
最高の軒の高さ	19.4m(平均地盤面より)	
敷地面積	1 4, 7 0 0. 0 0 m²	
建築面積(建築物全体)	6,075.30 m²	
延べ床面積	1 4, 4 6 4. 3 8 m²	

#### 4 本入札に係るスケジュール

本入札に係るスケジュールについて以下に示します。

- (1) **入 札 の 公 告 日** 令和7年2月26日(水)
- (2) 入札参加申込書の提出期限 令和7年3月12日(水)まで
- (3) 入札参加加資格審査結果通知 今和7年3月14日(金)までに発送
- (4) 質 問 の 受 付 期 間 令和7年2月26日(水)から

令和7年3月 7日(金)まで

- (5) 質問に対する回答 令和7年3月12日(水)まで
- (6) 入札書及び技術提案書提出期限 令和7年3月21日(金)まで
- (7) **開** 札 日 令和7年3月26日(水)10時
- (8) 落 札 結 果 公 表 令和7年3月下旬

## 5 入札参加資格

下関市立しものせき水族館(海響館)ライトアップ整備業務の入札に参加を希望する者(以下、「参加希望者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

#### (1) 共通事項

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- **イ** 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- ウ この公告の日から本業務の開札の日までに、下関市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱 に基づく指名停止の措置(以下「指名停止措置」という。)を受けていないこと。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(民事再生 法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていない者を除く。)でないこと。
- **オ** 入札に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係がないこと。
- **カ** 建設業法第3条第1項に基づく電気工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
- キ 下関市内に本店があること。
- **ク** 下関市建設工事競争入札参加資格者名簿における電気工事の総合評点が950点以上であること。

#### (2) 施工実績

ア 平成21年4月1日以降に、元請けとして、受注に対応した建設業許可業種が電気工事(請 負金額2500万円以上の公共工事又はPFI法に基づき下関市と事業契約により施工した 工事)の工事を施工し、引き渡した工事実績が登録してあること。

#### (3) 配置技術者の要件

参加希望者は、以下に掲げる配置技術者を置くこととします。

#### ア 配置技術者

建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。ただし、配置予定の監理技術者等にあっては「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要であるので、それを明示することのできる資料(資格者証又は健康保険証等の写し)を添付すること。監理技術者の資格及び要件としては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

#### (4) 欠格要件

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできません。

- ア 旧破産法 (大正11年法律第71号) 又は破産法 (平成16年法律第75号) に基づき破産 の申立て又は旧和議法 (大正11年法律第72号) に基づき和議開始の申立てがなされてい る者
- イ 以下に列挙する反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)
  - ① 役員等(公募参加企業の役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法

律第77号。以下、「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- ② 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ② 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど 直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められ るとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- **ウ** 手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている 者及び経営状態が著しく不健全である者
- エ 役員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人
  - ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
  - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われ ている者
  - ③ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - ④ 暴力団構成員等又は暴力団構成員等でなくなった日から5年を経過しない者
  - ⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④までのいずれかに該当するとき
- オ 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的影響力を及 ぼしている法人
- **カ** 最近1年間の法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している者及び最近1年間 の下関市税を滞納している者

#### (5) 入札参加資格の確認基準日

入札参加資格の確認基準日は、参加申込書の提出期限日(令和7年3月12日(水))とします。

なお、入札参加資格審査の結果、参加資格が認められたもの(以下、「入札参加者」という。)が、通知文書の発送以降、市が業務契約を締結すると予定した事業者(以下、「候補者」という。)の決定日までに、募集要項に定める参加資格を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とします。

また、候補者の決定日から契約の締結日までの間に、資格要件を欠くような事態が生じた場合には、本市は契約を締結しないことがあります。この場合においても、本市は一切責任を負いません。

#### 6 入札参加申込手続

入札参加希望者は、以下に従い手続きを行ってください。

- (1) 提出書類 参加申込書(様式1)
- (2) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、 郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

(3) 提出期限 令和7年3月12日(水)17時まで 必着

- (4) 提出先 項番12に定める事務局
- (5) 参加資格審査の結果通知
  - ア 通知日 令和7年3月14日(金)までに発送

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和7年3月17日(月)17時までに事務局に電話でご確認ください。

- イ 通知方法 電子メール (参加申込書に記載の E-mail アドレスへ送付)
- ウ その他 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面 (任意様式)にて市に説明を求めることができるものとします。

#### 7 質問の受付及び回答

#### (1) 質問

- ア 提出様式 「質問書(様式2)」のとおり
- イ 提出方法 電子メール (着信確認の連絡を行うこと)
- ウ 受付期間 令和7年2月26日(水)から令和7年3月7日(金)17時まで
- エ 提出先 項番12に定める事務局

#### (2) 回答

- ア 回答方法 入札参加者全員に提示します。
- **イ 回答日** 随時回答します。なお、令和7年3月12日(水)までにすべての質問に回答する予定です。

#### 8 技術提案書提出書類等

## (1) 提出書類

ア	提出表紙	(様式	3)	A 4	1 部
1	技術提案資料提出一覧表	(様式	4)	A 4	1部
ウ	同種・同規模工事等の施工実績調書	(様式	5)	A 4	1部
エ	配置予定技術者の資格・工事等経験調書	(様式	6)	A 4	1部
オ	継続学習(CPD)制度の取組状況	(様式	7)	A 4	1部
カ	協力雇用主に関する証明書	(様式	8)	A 4	1部
+	地域貢献活動実績	(様式	9)	A 4	1部
ク	ボランティア活動実績証明書	(様式1	0)	A 4	1部
ケ	自己採点表	(様式1	1)	A 4	1部
コ	入札書	(様式1	2)	A 4	1 部

#### 9 入札方法

入札参加希望者は、以下に従い手続きを行ってください。

- (1) 提出期限 令和7年3月21日(金)17時まで 必着
- (2) 提出先 項番12に定める事務局
- (3) 入札書

入札書(様式12)を持参又は郵送。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

#### (4) 技術提案資料

本入札は、総合評価方式に係る自己採点方式を適用するため、技術提案資料一式(様式3から様式11の提出書類の欄に記載した書類等)の提出を求めるものとし、提出がない場合は入札を無効にする。

#### (5) 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

#### (6) 再度入札

再度入札の実施回数は2回までとする。初度入札において無効入札とされた者は、再度入札に参加出来ないものとする。2回目の再度入札においては、1回目の再度入札において無効入札とされた者は参加出来ないものとする。

#### 10 落札者の決定方法

- (1) 落札者決定方式は特別簡易型総合評価方式とする。
- (2) 落札者決定基準は別紙1評価項目及び評価基準による。
- (3) 本入札は、総合評価方式に係る自己採点方式(試行)を適用し、開札後に入札価格及び自己採点表に基づき評価値を算定し、評価値1位の者について、技術提案資料の審査を行うものとする。予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値を得た者(以下「評価値1位の者」という。)について、自己採点表を技術提案資料に基づき審査するものとし、審査の結果、各評価項目の自己採点に誤りがない場合、落札候補者とする。
- (4) 自己採点表の審査の結果、各評価項目の評価点に誤りがあった場合、次のとおり取扱うものとする。
  - ア 自己採点が過大評価の場合(自己採点が審査結果より高かった場合) 審査結果による得点を評価点とする。
  - **イ** 自己採点が過小評価の場合(自己採点が審査結果より低かった場合) 自己採点による得点を評価点とする。
  - ウ 審査の結果、評価値1位の者に変動があった場合

変動後の評価値1位の者について、自己採点表を技術提案資料に基づき審査する。以降、 落札候補者が決定するまで自己採点表の審査を行うものとする。

評価値1位の者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

#### 11 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例(平成17年2月13日条例第16号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本公募による契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響するおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

#### 12 事務局

本入札における事務局は以下のとおりです。

下関市観光スポーツ文化部観光施設課 担当:中原

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号(市役所本庁舎西棟1階)

TEL: 083-231-1838 FAX: 083-231-1847

電子メール: sgshiset@city. shimonoseki. yamaguchi. jp

# 別紙1 評価項目及び評価基準

# 1 評価項目及び評価基準

評価		細目	評価基準	評価点	換算値
	企業の技術的能力	過去8年間の同種工事(公 共工事)の施工実績の有無	指定金額以上の実績あり	2	
		(平成27年4月1日以降	指定金額の2分の1以上の実績あり	1	
		に、元請として電気工事 (公共工事)を施行し、引 き渡した実績)	指定金額の2分の1以上の実績なし	0	
		過去2年間の指名停止措置 の有無	措置なし	0	
			措置あり	- 1	5
		析 過去3年間の優良工事表彰 内 の有無(電気工事部門)	表彰あり	1	↓ ↓
			表彰なし	0	4
			何れか1つを認証取得している	1	
		マネジメント等)	認証取得していない	0	
		労働安全衛生マネジメント 等の取得状況	認証取得している	1	
			認証取得していない	0	
企業の	主任(監理)技術者の保有する資格  配置技術者の主任(監理)技術者の同種工事(公共工事)の施工経験の有無(平成27年4月1日以降に、元請けとして施工し、き渡された電気工事(公共工事)に従事した経験) 継続学習(CPD)の取組状況  担い手確保の取組  担い手確保の取組		1級電気工事施工管理技士又は技術士と同等	2	
技術			2級電気工事施工管理技士と同等	1	
力		上記以外	0		
		術者 過去8年間の主任(監理) 技術者の同種工事(公共工 事)の施工経験の有無 (平成27年4月1日以降 に、元請けとして施工し引 き渡された電気工事(公共 工事)に従事した経験)	指定金額以上の施工経験あり	1	
			指定金額の2分の1以上の実績あり	0. 5	5
			指定金額の2分の1以上の施工経験 なし	0	<b>↓</b>
		各団体推奨単位以上を取得しており 継続教育の証明がある	1	4	
			取得していない	0	
		担い手確保の取組	A及びBの両方に該当する	1	
			A又はBのいずれか1項目に該当する	0. 5	
			A又はBのいずれにも該当しない	0	
		A 若手技術者の雇用	満35歳未満の若手技術者を雇用して	こいる	
		B 女性技術者の雇用	女性技術者を雇用している		

企	地	地理的条件	工事場所のある地域に本店がある	2	
業の地域	域精通度		上記以外の地域で市内に本店がある	1	
			その他	0	
貢献	過新	過去5年間の災害時緊急対 応出動実績	下関市災害等緊急協力事業者登録制 度に登録があり、出勤実績がある	1	
度			登録はあるが、出勤実績がない	0. 5	
			登録がない	0	
		過去3年間の市内在住者の	雇用あり	1	
		新規雇用の有無	雇用なし	0	
		その他の取組	A~Gのいずれか2項目以上に該当 する	1	
			A~Gのいずれか1項目に該当する	0.5	5
	地域貢献度		A~Gのいずれにも該当しない	0	
		A 障がい者の雇用状	障害者雇用促進法に基づく雇用状況の		<b>↓</b>
		況	があり法定雇用率以上の雇用がある。 告義務がなく1名以上雇用している	又は、報	2
		B 更生保護の協力雇 用主登録の有無	更正保護の協力雇用主の登録がある		
		C 消防団協力事業者 の登録の有無	消防団協力事業所の登録がある		
		D やまぐち男女共同	やまぐち男女共同参画推進事業者の認	証をうけ	
		E 地域貢献活動の実 過去 2	ている		
			過去2年間に、「しものせき美化美化大作戦」 若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」		
		小貝	又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業		
			としてのボランティア活動の実績があ		
		F ライトアップ工事	過去5年間に、下関市内の公共施設で	の施工実	
		の実績 	績がある		
		G 夜間景観対象エリアでの工事の実績	過去5年間に、夜間景観対象エリアで 績がある	の施工実	
換算値の計(加算点の満点)					1 0
次升ペジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					10

# 【指定金額】

評価基準における「指定金額」については、「請負金額6000万円」として審査する。

# 2 加算点、履行確実点及び評価値の算定方法

技術提案資料の審査結果をもとに入札参加者の加算点を算出する。加算点は次の式により、各評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。なお、加算点の最大は10点とする。

加算点= ( 各評価項目ごとの得点合計 各評価項目ごとの配点合計 ×各評価項目ごとの換算値) 標準点(100点)に算出した加算点を加えた合計を技術評価点とし、この技術評価点を当該入 札者の入札価格で除して値(評価値)を算出する。

#### 3 自己採点方式について

#### (1) 自己採点方式の概要

総合評価方式を適用する入札において、技術提案資料と、入札参加者が自ら採点した「自己採点表」の提出を受けて開札し、入札額と自己採点表に基づいて評価値の算定を行い、評価値 1位の者の自己採点表の内容を技術提案資料によって審査して落札候補者を決定する方式です。

#### (2) 入札書提出段階

入札参加者は、入札書及び技術提案資料とともに、自己採点表を提出します。(様式11)

#### (3) 評価段階

自己採点表の評価項目について、未記入がある場合、その項目の評価点は、0点(指名停止措置の有無に関する項目については-1点)とします。

#### (4) 開札段階

開札を行い、評価値を算定します。

#### (5) 自己採点表の審査段階

評価値1位の者について、自己採点表を技術提案資料に基づき審査します。 自己採点表の審査の結果、各評価項目の自己採点に誤りがあった場合、次のとおり取扱います。

- ①自己採点が過大評価の場合(自己採点が審査結果より高かった場合) 審査結果による得点を評価点とする。
- ②自己採点が過小評価の場合(自己採点が審査結果より低かった場合)自己採点による得点を評価点とする。
- ③審査の結果、評価値1位の者に変動があった場合

変動後の評価値1位の者について、自己採点表を技術提案資料に基づき審査する。以降、落 札候補者が決定するまで自己採点表の審査を行うものとする。

#### (6) 自己採点方式の留意事項

自己採点方式では、原則、評価値2位以下の者の自己採点表を審査しない。

自己採点表が未提出の場合、入札を無効とします。

提出された自己採点表の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

自己採点表と技術提案資料の審査において、疑義が生じた場合、必要に応じて詳細な資料の 提出を求めた上で、ヒアリングを行うことがあります。

この場合において、資料提出やヒアリングに応じないときは、入札を無効とします。

ヒアリングの結果、虚偽の記載をしたことが確認された場合、下関市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づき措置を行うことがあります。